

三鷹市学童軟式野球連盟規約

- 第1条 この団体は、三鷹市少年軟式野球連盟(以下連盟)と称す
- 第2条 連盟の事務所は、三鷹市新川6-37-1三鷹市体育協会事務所内に置く
- 第3条 連盟は三鷹市在住又は在学の小学生にて構成されるクラブチームをもって構成する
- 第4条 連盟は野球を通じて小学生の体位向上とアマチュア精神の育成と共に、お互いの親睦を図ることを目的とする
- 第5条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う
1. 春季大会・夏季大会・秋季大会・四年生大会・派遣大会の開催
 2. 野球の普及と技術向上のため研究指導、併せて小学生の育成指導
 3. 野球規則の普及と徹底
 4. その他目的の達成に必要な活動
- 第6条 加盟団体は、理事会で承認されたクラブチームとする
- 第7条 連盟は下記の役員を置き、次の任務を遂行する
1. 理事長 1名 連盟を代表し、会務を総括する
 2. 副理事長 若干名 理事長を補佐し連盟の運営にあたる
理事長に事故あるときは、その職を代行する
 3. 理 事 連盟の運営にあたる
 4. 会 計 1名 会計処理にあたる
 5. 監 査 2名 会計監査を行う
 6. 審判部長 1名 審判部を統括し、審判運営にあたる
 7. 審判副部長 若干名 審判部長を補佐し、審判運営にあたる
- 第8条 役員の任期は2年間とする、ただし再任は妨げない(2026~2027)
1. 任期期間は会計年度に同じとする
 2. 補充選任された役員の任期はその前任者の残任期間とする

第9条 役員の選出は、下記の方法による

1. 監査は、理事会にて推薦し総会で報告する
2. 理事長・副理事長・会計は、理事の中から推薦により選出する
3. 理事は、理事会に於いて推薦され、理事長が承認した者とする
4. 審判部長・副審判部長は、審判部にて推薦し総会で報告する
5. 第9条の各項は総会にて承認を受けるものとする

第10条 会議は次の通り定め、理事長が招集し会議の議長にあたる

1. 定期総会は、会計終了後2ヶ月以内に開催し、連盟の事業及び予算・決算について討議する
※出席者は第7条の役員及び各チーム代表者とする
2. 臨時総会は、理事又は理事会に於いて必要と認めた時に、理事長が招集する
※出席者は第7条の役員及び各チーム代表者とする
3. 理事会は理事長が開催を必要とした時に招集する
※出席者は第7条の役員とする
4. 全ての会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事の決議は出席者の3分2以上の賛成をもって行う

第11条 連盟の経費は、登録料・参加費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる

第12条 登録料・参加料は毎年初頭の定期総会にて決定する

第13条 連盟の会計年度は、1月1日に始まり同年12月31日に終わる

第14条 連盟の大会運営を妨げる大会への参加は認めない(但し連盟派遣大会は除く)

第15条 連盟規約に違反した場合は、理事会に於いて審議の上処分する

2026年度三鷹市学童軟式野球連盟大会開催要項

1. 大会開催及び上部団体派遣

- (1) 春季大会 一部優勝チームを全日本学童軟式野球大会都予選に推薦する
一部準優勝チームを京王沿線学童軟式野球大会に推薦する
- (2) 夏季大会 一部優勝チームを東京都知事杯争奪学童軟式野球大会に推薦する
一部準優勝チームを東京都市町村学童軟式野球大会に推薦する
二部優勝チームを東京都新人戦学童軟式野球大会に推薦する
三部優勝チームをジュニアベースボール選手権大会に推薦する
- (3) 秋季大会 三鷹市種目別スポーツ大会(市民大会)と兼ねて行う
一部優勝チームを東京都知事杯さわやか少年野球大会に推薦する
一部準優勝チームを赤い羽根共同募金少年野球大会に推薦する
三部優勝チームをジュニアマック学童軟式野球大会に推薦する
- (4) 他大会 四年生大会(各所属チーム及び市内の四年生で大会を行う)
ジャビット三鷹予選優勝チームをジャビット大会に推薦する
三鷹女子チームを各女子大会に推薦する
三鷹選抜チームを各選抜大会に推薦する

※上部大会申込期日までに推薦チームが決しない場合は、抽選にて決定する

2. 主 催 学童軟式野球連盟・教育委員会・体育協会(大会により異なる)
3. 後 援 教育委員会・体育協会・野球連盟(大会により異なる)
4. 主 管 三鷹市野球連盟
5. 会 場 大沢グランド 他
6. 開会式 原則、春季大会のみ行う(年間総合開会式)
7. 種 別 一部 四月からの六年生以下大会
二部 四月からの五年生以下大会
三部 四月からの四年生以下大会
同一の部以外で、重複登録可能(但しトリプル登録不可)

8. 大会規則

- (1)試合回数 一部二部は6回戦・三部は5回戦
- (2)試合時間 ①一部二部は90分・三部は80分後、新イニングに入らない
②規定時間内・規定回数で勝敗が決しない場合はタイブレークを行う
③試合時間は当日の面担当理事が計る
④後攻チームが勝っている場合は時間を経過した打者で終了とし
負けている場合は3アウトになった時点で終了とする
- (3)投球数 一人の選手が1日の投球数は70球とする 三部は60球
- (4)投 手 四年生以下の選手は、一部・二部での投手はできないこととする
- (5)コールド 得点差が3回15点・4回10点・5回7点で適用する(決勝戦も含む)
- (6)棄 権 ①試合開始の整列時に選手が9名揃わない場合は棄権とみなす
②無届で棄権した場合は理事会において協議し処分を決定する
- (7)タイブレーク 無死1・2塁で継続打順で行う 最大2回まで、以降抽選
- (8)タイム ①野手・監督が集まる回数は共に3回までとする 三部は2回
タイブレークの場合1イニング1回
②1イニングで監督が2回ダイヤモンドへ入った場合は投手交代とする
- (9)補 足 DH制度は適用出来ない事とする
大人用の高反発バットの使用は禁止とする
明記無い事項に関しては、東京都軟式野球連盟の定めた規則を適用

9. 競技運営

- (1)試合方法 各部共にトーナメント戦で行う
(2)試合球 連盟の用意したナガセケンコーボールJ号を使用する
(3)シード 夏季大会以降前大会の1~4位をシードチームとする(1~4/2~3)
(4)背番号 監督30番、コーチ29・28番(成人)。選手は主将10番、他は0~99番
(5)メンバー表 本部にて印を貰い試合開始時間の30分前に試合グランドへ3部提出
(6)審 判 ①少軟連審判部が行う 日程表に記載のチームが墨審を務める
　　墨審は2年以内に審判講習会参加者に限る
　　②墨審を欠席した場合は、罰金3,000円を少軟連へ納める
(7)抗議/交代 抗議は監督と当該選手以外は認めない 選手交代は監督のみ
(8)ベンチ 抽選番号の若いチームを1塁側とする
(9)先攻/後攻 主将のジャンケンで決定する 三部は夏季以降ベスト4が後攻とする
(10)ベンチ入り 選手20名以内、30番・29番・28番・責任者1名・スコアラー1名
　　ベンチ横保護者2名以外認めない ベンチ裏は立ち入り禁止とする
(11)用 具 捕手用具・バット・ヘルメットはJSBB・SGマーク付きに限る
　　捕手はファールカップ着用 木製バットは除く 後付器具禁止
(12)登 録 同一の部以外で、重複登録可能(但しトリプル登録不可)
　　選手は9名~25名以内 監督代行は登録の29番か28番が務める

10. 開催の有無

- ①7:30までに連絡責任者へ連絡致します
②天候が回復した場合は、試合を行う可能性が有ります

11. その他

- ①スポーツ安全協会の保険加入者以外の大会参加は認めない
　　事故が起きた場合上記保険の対応のみとする
②学校行事等は申込時に報告する 尚、市外の学校行事は認めない
③芝生の上でのノック・素振り等バットの使用禁止
④監督・コーチは選手と同形のユニホーム着用の為、ロングパンツ禁止
⑤投手も含めサングラスの着用を認める 但し投手のミラーレンズ禁止
⑥参加費・登録料納付後の返金はできません
⑦ベンチ応援席を含む投手投球時に声出し禁止(ワインドアップ時はプレートに足を掛けた時、セットポジション時はセットに入った時からボールが離れるまでとする。
⑧ベンチ内や応援席からの不適切な言動が有った場合退場処分も有る
⑨2試合目以降の投手練習は、試合グランドにメンバー表提出後、前の試合開始から60分経過後、又は4回終了後先発バッテリーのみとする
⑩金属・木製バット以外の大人用バットの使用は禁止する
⑪弾性体取り付けバットは学童用でも、2029年より使用禁止とする
⑫捕手が打者や走者で防具取り付け時は、大人の捕手を認める
⑬2029年より投手は捕手に付けない、またその逆も禁止となる